
建設工事に係る 一般競争入札 (事後審査Ⅱ型) のしおり

(一般競争入札 (事後審査Ⅱ型) 申請書様式)

令和7年10月

千葉県

令和7年10月の変更点について

変更点は以下のとおりです。

■ 契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化による見直し

契約保証及び前払金保証に係る保証証書等について、保証証書等の電子化（電子保証）による提出を可能としたことから、しおり本文の「6 契約の保証について」に追記しています。

■ 一般競争入札 Q&A

「一般競争入札 Q&A」に、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合の申出書について追記しています。

■ 申請書様式の変更

一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（単独発注用）（共同企業体発注用）の様式と記載例を変更しています。

目 次

1	はじめに	1
2	一般競争入札の概要	2
3	申請の流れ	4
	（１）価格競争方式	4
	（２）総合評価方式	7
4	低入札価格調査と最低制限価格制度について	10
5	苦情申立ての手続きについて	13
6	契約の保証について	15
7	主任技術者と監理技術者について	18
8	一般競争入札 Q & A	21
申 請 書 様 式		25

1 はじめに

千葉県では原則として、設計金額 2 千万円以上の建設工事について、一般競争入札を実施します。

さらに、令和 7 年度から、一般競争入札による全ての工事において、入札・開札後に落札候補者のみの入札参加資格を確認する事後審査方式を適用します。（事後審査Ⅱ型※の導入）

※これまで価格競争方式による一般競争入札に事後審査方式を適用していましたが、これと区別するため『事後審査Ⅱ型』と称しています。

一般競争入札の落札者決定方式は次の 2 通りに分けられます。

入札参加を希望する方は、それぞれの案件の入札公告を確認のうえ、どの方式の入札なのか、誤りのないように注意してください。

工事毎の落札者決定方式は、入札公告（個別編）の「1 一般競争入札に付する事項」「（2）入札方式及び落札者決定方式」に記載しています。

方 式

価格競争方式	入札公告に示した条件（入札参加者の資格要件）を満たす希望者すべてが参加し、予定価格の範囲で入札を行った者のうち、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする入札方式
総合評価方式	価格に加え、施工方法の工夫や企業の成績及び社会性などの、価格以外の技術的要素を含めて総合的に評価し、落札者を決定する入札方式

総合評価方式の型式などについては、『千葉県総合評価方式ガイドライン（工事）（令和 7 年 4 月）』をご覧ください。

本書のうち、『入札情報サービスシステム』及び『電子入札システム』と記載されているものは「ちば電子調達システムにおける各システム」となります。

ちば電子調達システムのトップページ

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

2 一般競争入札の概要

(1) 一般競争入札の実施

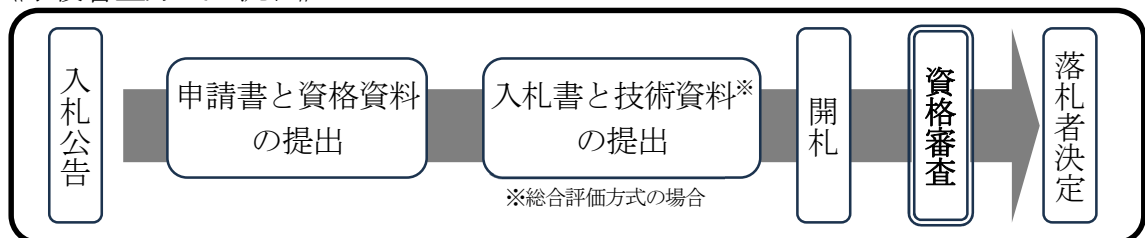
一般競争入札は、発注者が入札の対象となる工事等の概要などを公告して、工事等の受注希望者を募って競争させ、最も低い価格で入札した者を契約の相手方として選定する方式です。(地方自治法第234条)

なお、総合評価方式の入札にあっては、価格及びその他の条件を総合的に評価して契約の相手方を選定します。(地方自治法施行令第167条の10の2)

本県では、入札・契約制度の公正性、透明性、競争性を確保するため、平成6年度から資格条件を付した一般競争入札を導入しています。

なお、対象の全ての工事において、入札・開札後に資格の確認を行う事後審査方式を適用します。

《事後審査方式の流れ》



(2) 対象工事等

原則として、県が発注する2千万円以上のすべての工事です。

(3) 入札方法

原則として申請から開札までを電子入札システムで行います。

ただし、資格確認資料や技術資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）により提出することを認めますが、持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けないのでご注意ください。

また、ICカードの名義変更等により電子入札システムが使用できない場合は、紙入札に切り替えることができる場合がありますので公告に記載されている連絡先へお問い合わせください。

(4) 落札者決定方式

価格競争方式による場合と総合評価方式による場合があります。

また、建設工事における総合評価方式には、単独企業発注による場合と共同企業体発注（いわゆる特定JV）による場合があります。

(5) 入札参加者の資格要件

入札参加者の資格要件は、工事等の種類又は性質により多少異なりますが、おおむね次のとおりです。

【建設工事】

- ① 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者
- ② 指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者
- ③ 一定の資格及び施工実績を有する主任技術者（又は監理技術者）を配置できる者
- ④ 発注工事と同種の工事の施工実績のある者
- ⑤ 発注工事の工種の年間平均完成工事高が一定値以上である者
- ⑥ 設計業務の受託者でない者及び当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ⑧ 災害対応貢献企業である者

資格要件は案件により異なりますので、公告を必ず確認をしてください。

（6）工事等の公告

契約担当者が掲示の方法で**火曜**又は**金曜**に公告します。

なお、公告の場所は、発注機関及びインターネット（入札情報サービスシステム内「入札公告」）において掲載します。

また、公告期間は、公告日を含めて原則として15日間としております。

（7）入札参加資格確認申請

発注工事の入札に参加を希望する方は、所定の期日までに電子入札システムにより一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書及び資格確認資料を提出してください。

競争資格確認通知の※翌日から2日間が入札日になります。

開札後、落札候補者（最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者）のみ、入札参加資格確認を確認するため、落札を保留し、入札参加者には保留通知を発行します。

落札候補者の資格を確認した後、入札参加者に落札者決定通知を発行します。

なお、具体的な申請先等は、公告の中に明記してあります。

※ 電子入札システムの競争資格確認通知は、電子入札システム上、入札に参加するための処理として発行されたものであり、入札参加資格を確認したものではありません。

（8）総合評価方式の技術資料提出

総合評価方式は、技術資料を提出することになります。

提出する技術資料は案件により多少異なりますので、公告を必ず確認してください。

なお、具体的な提出先等は、公告の中に明記してあります。また、資料の様式については、県土整備部建設・不動産課ホームページを御覧ください。

3 申請の流れ

(1) 価格競争方式

価格競争方式は、入札公告に示した条件（入札参加者の資格要件）を満たす希望者すべてが参加し、予定価格の範囲で入札を行った者のうち、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする入札方式です。

○主な流れ（○数字はフロー図に対応）

- ① 参加を希望する一般競争入札の公告を確認します。
- ② 電子入札システムにアクセス（以下 i、ii はシステム上の作業です）。
 - i 条件を選択し調達案件を選別
 - ii 一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書と資格確認資料※を提出
※資格確認資料は、入札資格要件に応じて必要となる申請書類が異なるので必ず公告を確認してください。
※申請にあたっては、申請書様式に記載されている「留意事項」及び「提出が必要な書類」を必ず確認してください。

➤ 電子入札システムにより提出する場合

原則、申請書及び資格確認資料は、電子入札システムにより提出します。

契約書などの印のついているものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとしてください。

また、添付できるファイル数は1個まで、添付ファイルの最大容量は10.0MB（合計最大容量）までです。「一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式）」及び資格確認資料については、1つのファイルとしてまとめたうえで提出してください。

各書類の表紙への押印は不要です。

➤ 資格確認資料を郵送又は託送により提出する場合

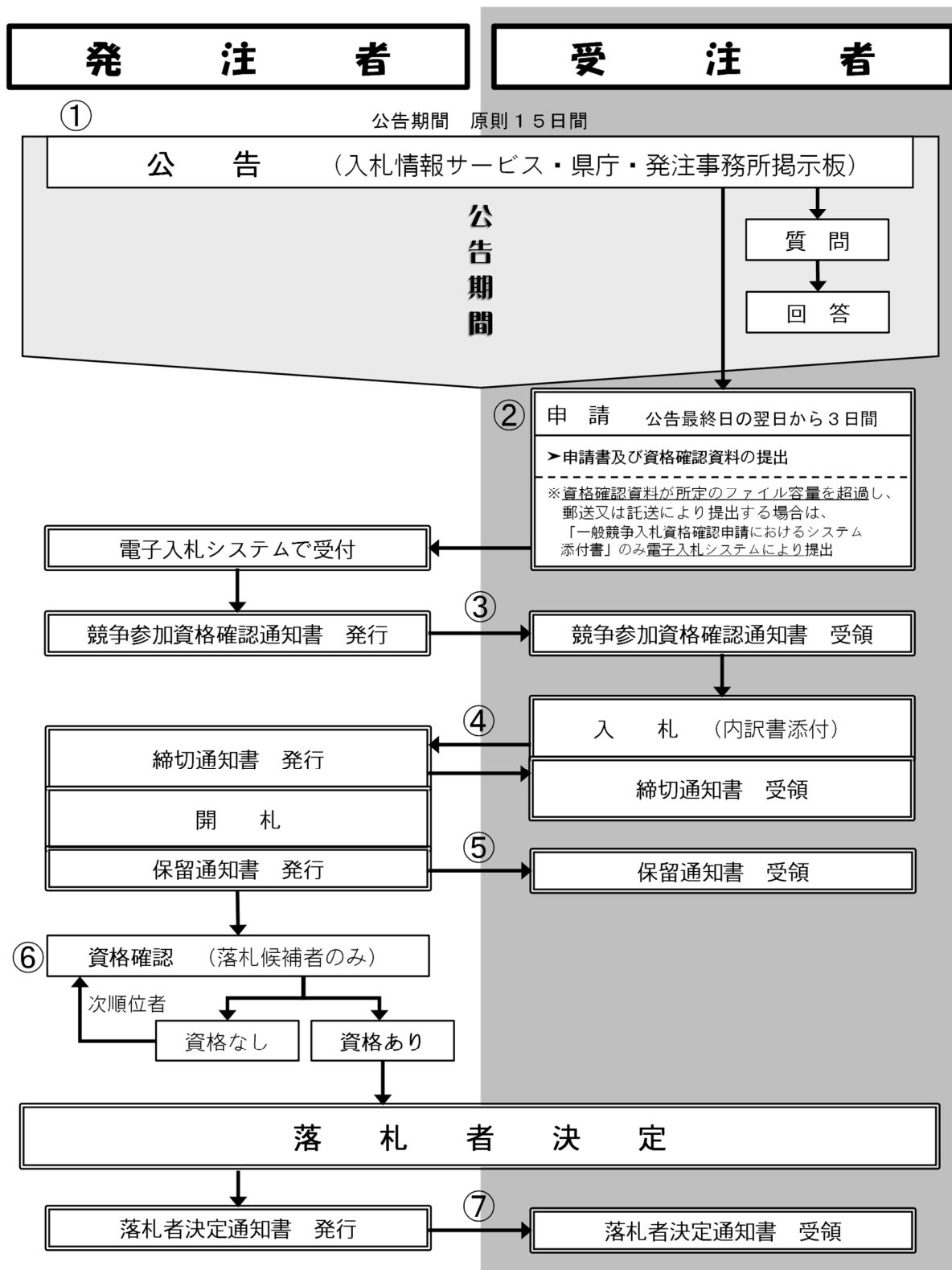
資格確認資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、電子入札システムにより「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出し、電子入札システムから出力した「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を印刷します（必須）。システム添付書の提出が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため必ず提出が必要です。

「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を添えた「一般競争入札参加資格確認申請書」及び資格確認資料（各書類の表紙への押印は不要です。）を、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出します。持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

- ③ 電子入札システムにより「競争入札資格確認申請書受付票」が発行されるので受領します。なお、受付票は、資料の受信を確認したものであり、入札参加資格を確認したものではありません。
- ④ 入札期間中に電子入札（工事費内訳書添付）を行います。
- ⑤ 開札後、電子入札システムで「保留通知書」を受領します。
- ⑥ 予定価格の範囲内かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、発注者が落札候補者の入札参加資格を審査し、資格があると認められた場合、当該落札候補者を落札者とします。
- ⑦ 電子入札システムにより入札参加者全員に落札者決定通知書が発行されます。

※落札候補者に資格がないと認められた場合、次順位者を落札候補者として順次審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで審査を行います。

一般競争入札（価格競争方式）フロー



※ ☐ は、電子入札システムでの作業

(2) 総合評価方式

総合評価方式は、公共工事等の品質を確保するため、価格に加えて、価格以外の技術的要素を含めて、総合的に評価し、契約者を決定する入札方式です。

入札書と技術資料を同時に提出し、評価を受けます。

技術資料の提出がない場合、入札が無効となります。また、技術資料から技術評価点を算定し、その点数が入札時の評価につながるため、作成時には公告及び総合評価ガイドライン等を必ず確認してください。

(参考) 評価値の計算方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

○主な流れ (○数字はフロー図に対応)

- ① 参加を希望する一般競争入札の公告を確認します。
- ② 電子入札システムにアクセス (以下 i、ii はシステム上の作業です)。
 - i 条件を選択し調達案件を選別
 - ii 一般競争入札 (事後審査Ⅱ型) 参加資格確認申請書と資格確認資料*を提出

※資格確認資料は、入札資格要件に応じて必要となる申請書類が異なるので必ず公告を確認してください。

※申請にあたっては、申請書様式に記載されている「留意事項」及び「提出が必要な書類」を必ず確認してください。

➤ 電子入札システムにより提出する場合

原則、申請書及び資格確認資料は、電子入札システムにより提出します。

契約書などの印のついているものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとしてください。

また、添付できるファイル数は1個まで、添付ファイルの最大容量は10.0MB (合計最大容量) までです。「一般競争入札 (事後審査Ⅱ型) 参加資格確認申請書 (別記第3号様式)」及び資格確認資料については、1つのファイルとしてまとめたうえで提出してください。

各書類の表紙への押印は不要です。

➤ 資格確認資料を郵送又は託送により提出する場合

資格確認資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、電子入札システムにより「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出し、電子入札システムから出力した「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を印刷します (必須)。システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムに

よる手続きが行えないため必ず添付が必要です。

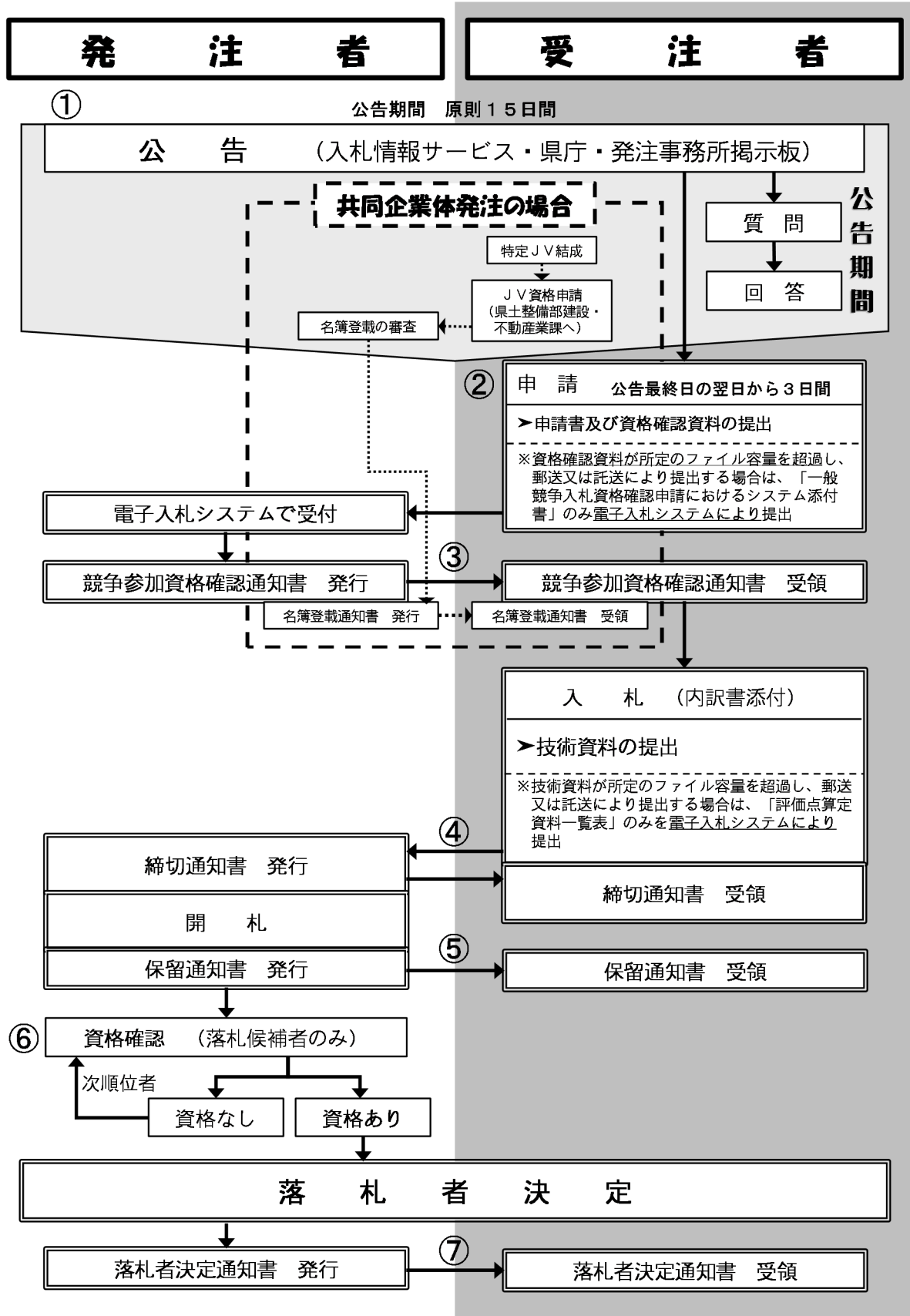
「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を添えた「一般競争入札参加資格確認申請書」及び資格確認資料（各書類の表紙への押印は不要です。）を、発注機関に郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）により提出します。持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

- ③ 電子入札システムにより「競争入札資格確認申請書受付票」が発行されるので受領します。なお、受付票は、資料の受信を確認したものであり、入札参加資格を確認したものではありません。
- ④ 入札期間中に電子入札（工事費内訳書添付）を行います。同時に、技術資料を提出します。
- ⑤ 開札後、電子入札システムで「保留通知書」を受領します。
- ⑥ 予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、価格と技術評価点から算出する評価値の最も高い者を落札候補者とし、発注者が落札候補者の入札参加資格を審査し、資格があると認められた場合、当該落札候補者を落札者とします。
- ⑦ 電子入札システムにより入札参加者全員に落札者決定通知が発行されます。

※評価値の最も高い者が調査基準を下回る価格をもって入札したときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とします。

※落札候補者に資格がないと認められた場合、次順位者を落札候補者として順次審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで審査を行います。

一般競争入札（総合評価方式）フロー



※ □ は、電子入札システムでの作業

4 低入札価格調査と最低制限価格制度について

(1) 低入札価格調査について

総合評価方式による工事及びWTO案件の工事の入札には、最低制限価格制度は適用されず、低入札価格調査制度が適用されますので、次のことに注意してください。

なお、詳細については県土整備部建設・不動産課の「建設工事等低入札価格調査実施要領」で確認してください。

ア 入札の結果、いずれかの入札者が調査基準価格を下回るときは、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施します。

なお、事後の事情聴取に協力しない者の入札は無効となります。

(参考) 調査基準価格の算定式

【建設工事】

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- | | |
|--------------|---------------|
| ・直接工事費の97%の額 | ・共通仮設費の90%の額 |
| ・現場管理費の90%の額 | ・一般管理費等の68%の額 |

ただし、**その合計額**が予定価格の92%以上の場合は92%、同じく75%に満たない場合は75%とします。

イ 低入札価格調査の実施者から指示があった低価格入札者は、開札の翌日から起算して5日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出してください。

なお、規定の期限までに提出しない者は入札が無効となります。

ウ 低入札価格調査について失格判定基準に該当するか否かを決定したとき、又は低価格入札者全員が調査除外者とのあったときは、入札者全者のうち最低の価格をもって入札した者又は評価値の最も高い者を「落札者」、失格判定基準に該当すると決定した者を「失格者」、及び調査除外者のした入札を「無効」とします。

(参考) 失格判定基準

○価格失格判定基準の算定式【建設工事に適用】

(1) 低入札価格調査制度が適用される工事のうち、予定価格2,000万円以上の案件

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- ・直接工事費の75%の額
- ・現場管理費の70%の額
- ・共通仮設費の70%の額
- ・一般管理費等の30%の額

(2) 低入札価格調査制度が適用される工事のうち、予定価格1億円以上の案件
前述(1)の合計額の基準により失格とならない場合であっても、次に掲げるそれぞれの算定額のいずれか一つを下回る場合は、失格となります。

- ・直接工事費の75%の額
- ・現場管理費の70%の額
- ・共通仮設費の70%の額
- ・一般管理費等の30%の額

なお、工事の性質上、価格失格判定基準を定めないことがあります。

○価格失格判定基準以外の失格判定基準について【建設工事に適用】

価格以外の失格判定基準は大きく分けて以下の5項目です。

- 1 設計仕様等に適合しない場合
- 2 積算内訳の根拠が適正でない場合
- 3 建設副産物の処理が適正でない場合 ※建設工事のみ該当
- 4 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- 5 上記のほか、適正な工事等の履行がなされないと認められる場合

エ 落札者を決定したときは、その結果について入札参加者全員に対して通知します。

オ 低入札調査を実施することとなった場合、入札参加者（辞退者・未入札者含む）には開札日の翌日（県の休日を含まない。）に電子入札システムにて入札経過の情報をお知らせします。

お知らせする内容は以下のとおりです。

- ①入札書記載金額
- ②辞退・無効・未入札の状況
- ③低入札対象・失格の状況
- ④予定価格超過の状況

低入札価格調査の詳細は、千葉県ホームページ中「県土整備部 低入札価格調査制度について（建設工事等）」で確認してください。

(URL) <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/teinyuusatsu/kensetsu.html>

(2) 最低制限価格について

価格競争方式（ただし、WTO案件を除く）による工事の入札については、最低制限価格制度が適用されます。

この制度の入札では、予定価格以下で最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最低の価格の入札者を落札者とします。

また、最低制限価格未満の入札者は失格となります。

最低制限価格制度の詳細は、千葉県ホームページ中「最低制限価格制度」で確認してください。

(URL)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/saiteiseigen.html>

(参考) 最低制限価格の算定式

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税率を乗じて得た額となります。

- | | |
|--------------|---------------|
| ・直接工事費の97%の額 | ・共通仮設費の90%の額 |
| ・現場管理費の90%の額 | ・一般管理費等の68%の額 |

ただし、**その合計額**が予定価格の92%以上の場合は92%、同じく75%に満たない場合は75%とします。

5 苦情申立ての手続きについて

入札に関し、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」（平成16年3月25日制定）等により苦情を申し立てることができます。

なお、苦情申立てに係る要件及び手続等の概要は、以下のとおりです。

1 苦情の申立ての要件

（１）苦情の申立てができる者

- ①一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該資格がないとされた者
- ②総合評価方式による一般競争入札において、落札とならなかった者

（２）苦情の申立てができる事項

- ①一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該資格がないとされた者
当該入札の参加資格がないとされた理由
- ②総合評価方式による一般競争入札において、落札とならなかった者
落札者とならなかった理由

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、上記1（2）①の事項の場合は、当該案件について入札の執行を担当する課長又は出先機関等の長に、上記1（2）②の事項の場合は、当該案件について契約を担当する課長又は出先機関等の長に対し、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に基づく苦情申立書（第1号様式）を提出してください。

3 苦情の申立ての期間

上記1（2）①の事項

参加資格がないと通知された日から7日以内。

ただし、資格がないとされた理由の説明を求める手続きを行ったときは、その回答の日から7日以内。

上記1（2）②の事項

総合評価方式の評価調書を公表した日から7日以内。

※ともに日数に閉庁日を含まない。

4 その他

「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情の処理手続」に基づき苦情の申立てに対する回答を行ったときは、苦情申立書及び苦情の申立てに対する回答書

を公表します。

6 契約の保証について

落札者等は、工事請負契約書の提出時に、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(5)のいずれかの書類を提出しなければなりません。

ただし、原則として次の(1)から(3)までの保証を選択するものとします。

(1) 金融機関等(金銭保証人)の「保証書」

[注]ア 金銭保証人となれる者は次のとおりです。

(ア) 出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合

(イ) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社

イ 保証債務の内容は、工事請負契約に基づく契約解除による違約金の支払いを目的としたものであること。

ウ 保証の相手方は「千葉県」であること。

エ 保証額は請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保証期間が工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更(請負代金額、工期)されるときは、契約保証の内容(保証額、保証期間)の変更を行う。

キ 保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後6カ月以上確保されていること。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から保証金が支払われたときは、保証金は千葉県が取得し、違約金に充当される。

(2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券(履行ボンド)」

[注]ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が、工事請負契約に関して受注者の債務の履行を保証するものである。

イ 公共工事履行保証証券の債権者(保証金受取人)が千葉県であること。

ウ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

エ 保証期間は、工期全体を含むものであること。

オ 工事請負契約が変更(請負代金額、工期)されるときは、契約保証の内容(保証

金額、保証期間)の変更を行う。

カ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは保険金は千葉県が取得し、違約金に充当される。

(3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」

[注]ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行により生じた損害をてん補し、保険金を支払うことを目的とする保険契約である。

イ 履行保証保険は、「定額てん補方式」であること。

ウ 履行保険の被保険者(保険金受取人)が千葉県であること。

エ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保険期間は、工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更(請負代金額、工期)されるときは、契約保証の内容(保証金額、保証期間)の変更を行う。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは、保険金は千葉県が取得し、違約金に充当される。

(4) 契約保証金(現金)納付の場合は「歳入歳出外現金領収証書」

[注]ア 「歳入歳出外現金領収証書」は、契約保証金相当額の現金を千葉県に払い込むことにより交付を受けること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は千葉県に帰属し、違約金に充当される。

エ 工事完成後、保管金の払戻手続きを行う。

(5) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合は「保管証書」

[注]ア 「保管証書」は、契約保証金に相当する金額の有価証券(国債及び千葉県債に限る。)を千葉県に預け入れることにより交付を受けること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は千葉県に帰属し、違約金に充当される。

エ 工事完成後、有価証券の返還手続きを行う。

(6) (1)、(2)、(3)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に

係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め発注者の認める措置を講ずることができます。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなします。

7 主任技術者と監理技術者について

○ 主任技術者

建設業者が請け負った建設工事を施工する場合には、一定の資格や経験を有する、工事施工の技術をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。

主任技術者の職務は、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行い、また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理等を行うことで、これにより工事の的確な施工を担保するものです。

○ 監理技術者と監理技術者資格者制度

5, 000万円（建築一式工事の場合、8, 000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合には、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

監理技術者の職務は、建設工事の施工に当たり、下請負人を適切に指導、監督するという総合的な機能を果たすもので、主任技術者のように直接具体的な工事に密接に関与して細かな指示を与えるものとは性格が異なり、主任技術者に比べより厳しい資格や経験の要件が求められています。

また、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けていなければなりません。

なお、監理技術者の配置にあたり建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という）の配置を行う場合は別途、県発注工事における配置要件が定められていますので御留意ください。（配置の可否については、工事案件毎に、入札公告又は特記仕様書に記載されています。）

【専任特例2号の場合の監理技術者の配置要件】

(1) 予定価格が以下の金額以下の工事であること。

- 1) 土木工事 3億円
- 2) 建築工事、建築設備工事等 2億円

(2) 以下の要件を全て満たすこと。

ア 兼務する工事が維持工事同士でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(例: 24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。

イ 当該工事現場に建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

ウ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じである

こと。

- エ 監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- オ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
- カ 監理技術者が兼務できる工事は、千葉県発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。
- キ 監理技術者が兼務できる工事は、監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。
 - 1) 土木工事
 - ・千葉県内（河川工事については、沿川市町村）
 - 2) 建築工事、建築設備工事等
 - ・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内
- ク 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ケ 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- コ 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

○ 現場の専任について

主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、公共性のある工作物に関する建設工事で、4, 500 万円（建築一式工事の場合 9, 000 万円）以上のものは、工事の安全かつ適正な施工を確保するために現場ごとに専任でなければなりません。

従って、他の工事に従事することができません。

入札参加資格における技術者配置の資格要件の有無に関わらず、契約後、「主任技術者等選任通知書」を発注機関に提出する際に、配置する技術者が、建設業法第 26 条の規定を満たす主任技術者（又は監理技術者）であるかの確認を行います。

なお、監理技術者の配置に専任特例 2 号を適用する場合には、当該工事現場に専任する監理技術者補佐の設置を求めています。

配置要件は、○ 監理技術者と監理技術者資格者制度【専任特例 2 号を適用する場合の監理技術者の配置要件】に記載のとおりです。

監理技術者補佐についても、契約後、「主任技術者等選任通知書」を発注機関に提出する際に、建設業法第 26 条の規定を満たす技術者であるかの確認を行います。

○ 現場代理人について

現場代理人とは、現場において請負人の任務を代行する者であり、概念的には主任技術者、監理技術者とは別個の者です。また、建設工事に関する技術者である必要は

ありません。県の建設工事請負契約約款では、現場への常駐を義務づけています。このため他の工事現場に従事することはできません。ただし、「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」（平成 25 年 3 月 29 日制定）により、最大 3 件（500 万円未満は除く）まで兼務することができる場合があります。

なお、現場代理人と主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐との兼任は認められています。

※ 請負代金が 500 万円未満の工事については、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除き、現場代理人の常駐を要しないものとします。

○ 配置技術者の変更

資格確認資料に記載した主任技術者等は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合であり、工事等の施行（履行）に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められません。

○ 恒常的な雇用関係の期間的要件について

千葉県では、県発注工事における主任技術者等については、原則として、入札参加資格申請のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要となります。

例外としては、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなされます。

そのほか主任技術者等に関することについては、千葉県ホームページに掲載している「主任（監理）技術者確認マニュアル」をご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

8 一般競争入札 Q&A

Q 1 一般競争入札は、誰でも参加できるのか。

A 公告に記載された資格要件を満たす者であれば誰でも参加できます。

Q 2 資格要件は、誰が定めるのか。

A 千葉県建設工事等入札参加資格委員会の意見を聞いて契約担当者が決定します。
また、入札参加資格確認申請者の資格の有無についても、同委員会の意見を聞いて確認します。

Q 3 公告は、どこへ行けば見られるのか。

A 発注機関の掲示板に掲示します。
また、ちば電子調達システム（入札情報サービス）にも掲載します。

Q 4 申請様式は、どこでもらえるのか。

A 千葉県庁ホームページよりダウンロードして、使用してください。

【一般競争入札参加資格確認申請書様式】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/jigosin2gata.html>

【総合評価方式の技術資料に関する様式】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/sougouhyouka/guideline/hinshitsu.html>

Q 5 入札参加資格確認申請の審査基準日は、いつになるのか。

A 審査基準日は、入札参加資格確認申請期限日です。

Q 6 入札参加者の資格要件のうち「年間平均完成工事高」とはなにか。

A 等級格付けの基礎となった経営事項審査による完成工事高（2年平均又は3年平均）又は審査基準日で有効な経営事項審査による完成工事高を言います。

Q 7 どのような工事を対象に「年間平均完成工事高」を設定するのか。

A 設計金額5千万円未満の工事のうち、予定価格が事前公表の工事において設定することができ、必要となる完成工事高の額については、発注する工事に応じ個別に設定します。

Q 8 入札参加者の資格要件のうち「災害対応貢献企業」とはなにか。

A 災害対応貢献企業の定義は以下のとおりであり、対象となる協定については、発注する工事に応じ個別に設定します。

ア 県又は出先機関の長と地震・風水害・その他の災害が発生する恐れのある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務の協定を締結している関係団体に加入している者

イ 入札公告から過去2年間に、当該工事を所轄する事務所等の要請に基づき、当該工事の工種に係る公共土木施設等の災害の予防並びに機能の確保及び回復のため、災害応急に係る業務（建設工事に限る）を施工した実績がある者

Q 9 どのような工事を対象に「災害対応貢献企業」を設定するのか。

A 設計金額5千万円未満の工事のうち、地域に精通し施工について必要な知識経験を有する地元企業の活用により円滑かつ効率的な施工の確保が見込まれるもので、以下に該当する一部の工事において設定します。

ア 災害復旧に関する工事

イ 維持修繕に関する工事

Q10 入札参加資格確認申請書のあて先は誰か。

A 入札参加資格確認申請書のあて名は、公告した者（＝契約担当者）と同じです。

Q11 設計図書等は、どこで見られるのか。

A 設計図書等は、工事を所轄する事務所等で閲覧できます。

なお、無償による入札情報サービスシステムでの配付又はCD-Rでの配付をしている場合がありますので公告をご覧ください。

Q12 共同企業体の結成は、どのように行われるのか。

A 一般競争入札の公告により構成員に求める要件と共同企業体に求める要件に注意しながら、各単独企業の自主的な結成によることとなります。

Q13 共同企業体の結成に当たり、協定書は何部作成するのか。

A 協定書は、構成員数に申請時の提出部数2部を加えた部数を作成します。

※提出は正副3部（うち1部はJVに返却）ですが、構成員それぞれが押印した協定書を持参することとなっています。

(例) 2社JVの場合 構成員数(2部) + (提出2部) = 4部

3社JVの場合 構成員数(3部) + (提出2部) = 5部

Q14 共同企業体の結成に当たり、構成員の最低出資比率はどのくらいか。

A 構成員の最低出資比率は、2社JVの場合は30パーセント、3社JVの場合は20パーセントです。

Q15 共同企業体の名簿登載申請は、いつ、どこへすればよいのか。

A 特定建設工事共同企業体であっても、入札参加業者資格者名簿に登載されなければなりません。

したがって、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請（名簿登載申請）は、一般競争入札の資格確認申請の前に行うこととなります。

申請書のあて名は知事、申請書の提出先は、県土整備部建設・不動産課です。

入札参加資格申請書のあて名は公告した者のため、名簿登載申請者のあて名と異なる場合がありますのでご注意ください。

Q16 共同企業体に発注する工事に、単独企業で入札参加することはできるのか。

A 単独企業での参加はできません。

Q17 工事費内訳書は、どのようなものを使用すればよいのか。

A 工事内訳書には、原則として県の定める様式を使用してください。

ただし、入札参加者が県の様式に準じた独自の様式を用いることができます。

この場合、以下の条件を備えていることが必要となります。

- (1) 入札参加者名、工事名及び工事場所。
- (2) 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額。
- (3) 工事費の内訳となる記載を要する項目は、次の表のとおりとします。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

県の定める様式については、千葉県庁ホームページの建設・不動産課のページに掲載されていますのでご覧下さい。

なお、入札の際に、電子入札システムにより工事費内訳書の提出がない場合、入札は無効となります。

詳細は「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」を参照ください。

また、再度入札がある場合は、2回目の再入札の金額に応じた工事費内訳書を電子入札システムにより提出する必要があります。

平成29年5月2日から、サポート対象外のファイルを添付した場合、提出したファイルが発注者に届かない等の可能性がありますので、工事費内訳書を提出する際は、特にご注意ください。添付可能なファイル等については、千葉県庁ホームページ「入札のしおり関係（建設工事等）」に掲載されていますのでご覧下さい。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

Q18 開札結果は、どこで確認すればよいか。

A 開札結果は、入札を行った各所属の窓口及び「入札情報サービス」で閲覧できます。

Q19 電子入札システムの使用方法はどこで分かるのか。

A 操作方法の説明は、ちば電子調達システムの「マニュアル」欄にありますのでご利用ください。

システム操作マニュアル <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPSIP30R.html>

Q20 電子入札約款はどこで見られるのか。

A 千葉県庁ホームページの「建設工事等における電子入札のしおり」に掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/denshinyuusatsu.html>

Q21 参加資格確認申請書等（資格確認資料、技術資料含む。）の提出はどのように行うのか。

A 参加資格確認申請書等については、平成30年6月1日以降に入札公告を行う工事から、原則、電子入札システムの添付機能により提出します。この場合、発注機関の窓口への直接持参は不要です。

ただし、電子ファイルの容量超過等で電子入札システムによりがたい場合は、郵送又は託送により提出することができます。（具体的な提出先等は、案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください。）

Q22 主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合の申出書の様式はあるか。

A 指定の様式はありません。任意の様式で、申請者、工事名、理由を記載した書面を公告に記載された各種書類の提出先へ持参ください。なお、申し出にあたっては、公告に記載された連絡先へお問い合わせください。

申 請 書 様 式

○申請に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	26
○ 一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（単独）・・・・・・	28
○ 一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（共同企業体）・・・・	32
○《記載例》一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（単独）・・・・	38
○《記載例》一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（共同企業体）・・	42
○ 一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書（単独発注用）・・・・	48
○ 一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書（２社ＪＶ用）・・・・	49
○ 一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書（３社ＪＶ用）・・・・	50
○ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（２社ＪＶ用）・・・・・・	51
○ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（３社ＪＶ用）・・・・・・	52
○《記載例》特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（２社ＪＶの場合）・・・・	53
○ 特定建設工事共同企業体協定書（２社ＪＶ用）・・・・・・・・・・・・・・・・	54
○ 特定建設工事共同企業体協定書（３社ＪＶ用）・・・・・・・・・・・・・・・・	58
○《記載例》特定建設工事共同企業体協定書（２社ＪＶの場合）・・・・・・・・	62
○ 配置予定技術者の従事工事等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	66

※ 申請書様式については、千葉県庁ホームページよりダウンロードして使用してください。

【一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書様式】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/jigosin2gata.html>

《申請に当たっての留意事項》

1 入札参加資格確認申請書等（資格確認資料を含む。）の提出について

電子入札システムにより、一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書等（資格確認資料を含む。）を添付して申請する。

提出に当たっては、必ずチェック項目表により、確認を行った上で提出すること。
年間代理人の委任を受けている場合は、支店長名等で申請して差し支えない。

また、技術資料についても公告及び「千葉県総合評価方式ガイドライン」、を確認の上、提出すること。

なお、手続きの詳細は、3（2）総合評価方式を参照のこと。

○ 電子入札システムによる提出の場合

入札公告に定められた期間中に、電子入札システムにより、一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書及び関係書類並びに総合評価の技術資料を提出する（押印は不要）。

なお、電子入札システムにおける競争参加資格確認申請書受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

○ 電子入札システムによりがたい場合（添付ファイルの容量の都合等）

電子入札システムによりがたい場合は、入札公告に定められた期間中に、以下の方法により提出する。

① 電子入札システムにより、「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを添付して提出する（押印は不要）。なお、システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため注意すること。

② 提出後、「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」が電子入札システムより発行されるので、印刷し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類並びに総合評価の技術資料とともに発注機関へ郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。）する（押印は不要）。原則これ以外による提出は認めない。

2 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、虚偽の申請を行うなど、工事の相手方として不相当であると認められるときは、指名停止措置を行う。

3 その他

(1) 資格確認資料の記載内容が不明確な場合には、ヒアリングを実施することがある。

(2) 提出された資格確認資料は返却しない。なお、公表し、また無断で使用する

ることはしない。

(3) 工期は、事情により変更することがある。

(4) 入札参加者は、電子入札約款及び契約書（案）を熟読し、遵守すること。

(5) 技術者配置の資格要件が設定されている場合、落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

申請のあった技術者以外は、本工事に配置することはできないため、技術者を複数提出することを認める。申請にあたっては、別紙として「配置技術者に関する申請」を提出すること。なお、申請した全ての技術者が技術者配置の要件を満たしている場合に、技術者配置に係る資格を有するものとする。また、「配置予定技術者の従事工事等の状況」も人数分提出すること。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

また、過去2年以内に竣工した工事等に関して、以下に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

ア 65点未満の工事成績評定を受けている者。

イ 発注者から工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約に基づく補修（軽微な手直し等は除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者。

ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書

令和 年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者
（受 任 者）

一般競争入札に参加を希望しますので、下記の通り関係資料を提出します。
なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
2 工 事 名
3 工 事 箇 所
4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者指名
電 話 番 号 ファクシミリ番号
5 資格確認申請項目

(1) 資格者名簿の登載状況 ^{※1} (工種及び格付)		
(2) 本工事の工種の建設業許可		
(3) 資格者名簿に登載された営業所の所在地 ^{※2}		
(4) 技術者配置 ^{※3} (配置予定技術者氏名)		
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日	
施 工 実 績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要	
(5) 同種工事の施工実績		
工 事 名		
発 注 者		
施 工 場 所		
契 約 金 額		
工 期		
工 事 概 要		
受 注 形 態	☐ 単体 ・ ☐ 共同企業体	

※1 公告においてWTO政府調達協定の対象工事である旨が記載されている場合は、「(1) 資格者名簿の登載状況」欄には「工種」及び「経営事項審査の総合評定値」を記載する。
※2 所在地に関する資格要件を満たし、かつ名簿に登載されている営業所の所在地を記入すること。
※3 技術者配置の資格要件として、保有資格、施工実績が設定されている場合、本欄に記入すること。

■留意事項

- ・提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- ・申請者名は、資格者名簿に登載されている者、又は資格者名簿の登載手続きにおいて権限の委任を受けている者であること。
- ・技術者配置の資格要件が設定されている場合に限り、配置予定の技術者の保有資格等を「(4) 技術者配置」の欄に記入すること。
- ・申請のあった技術者以外は、本工事に配置することは出来ないため、技術者を複数提出することを認める。申請にあたっては、別紙（配置技術者に関する申請）を用いること。なお、申請した全ての技術者が技術者配置の要件を満たしている場合に、技術者配置に係る資格を有するものとする。
- ・技術者配置の資格要件の有無に関わらず、入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札日（1回目）から起算して5日以内（県の休日を除く。）に書面により申し出ること。（ただし、開札日（1回目）から落札者決定通知日（予定）まで5日間ない場合は、落札者決定通知日（予定）の前日までとする。）この場合において、申出書を提出した入札参加者の入札は無効とする。
なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

■提出が必要な書類

（1）全ての案件において必要となる申請書類

- ・一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式その1）
※必ず、電子入札システムにより提出すること。
- ・有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（2）入札参加資格に応じ必要となる申請書類（資格確認資料）

- ・配置予定技術者の資格を証明するもの（資格者証、免状、講習修了証の写し等）
- ・配置予定技術者の施工実績の内容を証明するもの（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- ・同種工事の施工実績の内容を証明するもの（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- ・申請する全ての技術者の配置予定技術者の従事工事等の状況
※申請する技術者が他の工事に従事していない場合でも提出すること。
- ・災害対応貢献企業であることを証明するもの（各種建設業団体の発行する加入証明書の写し、又は災害応急業務の契約書及び応急工事実施依頼書並びに承諾書の写し）
※加入証明書の写しは、申請期限日前1年以内に発行されたものに限る。

（3）郵送又は託送による提出の場合に必要な書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し（電子入札システムから出力）
※資格確認資料と併せて郵送又は託送する。

■申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

	項 目	確 認 欄
1	一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式）	
2	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
3	申請する全ての技術者の資格者証、免状、講習修了証の写し等（技術者） 資格要件として設定されている場合	
4	申請する全ての技術者の技術者として配置された工事の竣工時工事カルテ、 契約書、図面の写し等 資格要件として設定されている場合	
5	申請する全ての技術者の「配置予定技術者の従事工事等の状況」 資格要件として設定されている場合	
6	同種工事の竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等 資格要件として設定されている場合	
7	災害対応貢献企業であることを証する書類 資格要件として設定されている場合	
8	その他入札参加資格を証する書類 資格要件として設定されている場合	
9	一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し 資格確認資料を郵送又は託送で提出する場合	

配置技術者に関する申請（追加分）

商号又は名称 _____

- 1 公告年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
- 2 工 事 名 _____
- 3 工 事 箇 所 _____
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者指名 _____
- 電話番号 _____ () _____ ファクシミリ番号 _____ () _____

技術者配置(配置予定技術者氏名)	
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日
施工実績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要

技術者配置(配置予定技術者氏名)	
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日
施工実績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要

技術者配置(配置予定技術者氏名)	
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日
施工実績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要

・配置技術者を複数申請する場合に本書を提出すること。不足する場合は、適宜、様式を追加すること。

一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書

令和 年 月 日

様

代表者

住所

商号又は名称

代表者

(受任者)

構成員

住所

商号又は名称

代表者

(受任者)

構成員

住所

商号又は名称

代表者

(受任者)

一般競争入札に参加を希望しますので、下記の通り関係資料を提出します。
なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和 年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事箇所
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者指名
- 電話番号
- ファクシミリ番号
- 5 資格確認申請項目
- 1) 共同企業体に関する事項

	商号又は名称 (主たる営業所の所在地)	出資 比率 (%)	資格者名簿の 登載状況 ^{※1} (工種及び格付) (経審の総合評定値)	本工事の工種の 建設業許可	資格者名簿に 登載された 営業所の所在地 ^{※2}
代表者					
構成員					
構成員					

※1 公告においてWTO政府調達協定の対象工事である旨が記載されている場合は、「格付（総合点数）」欄には「経営事項審査の総合評定値」を記載する。
※2 所在地に関する資格要件を満たし、かつ名簿に登載されている営業所の所在地を記入すること。

2) 技術者配置※³

代表者の商号又は名称		
技術者配置(配置予定技術者氏名)		
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日	
施 工 実 績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要	

構成員の商号又は名称		
技術者配置(配置予定技術者氏名)		
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日	
施 工 実 績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要	

構成員の商号又は名称		
技術者配置(配置予定技術者氏名)		
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日	
施 工 実 績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要	

※3 技術者配置の資格要件として、保有資格、施工実績が設定されている場合、本欄に記入すること。

3) 同種工事の施工実績※

代表者の商号又は名称	
工 事 名	
発 注 者	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 概 要	
受 注 形 態	☐ 単体 ・ ☐ 共同企業体

構成員の商号又は名称	
工 事 名	
発 注 者	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 概 要	
受 注 形 態	☐ 単体 ・ ☐ 共同企業体

構成員の商号又は名称	
工 事 名	
発 注 者	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
工 事 概 要	
受 注 形 態	☐ 単体 ・ ☐ 共同企業体

※ 代表者又は構成員の資格要件として、同種工事が設定されている場合、本欄に記入すること。

■留意事項

- ・提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- ・申請者名は、資格者名簿に登載されている者、又は資格者名簿の登載手続きにおいて権限の委任を受けている者であること。
- ・技術者配置の資格要件が設定されている場合に限り、配置予定の技術者の保有資格等を「(4) 技術者配置」の欄に記入すること。
- ・申請のあった技術者以外は、本工事に配置することは出来ないため、技術者を複数提出することを認める。申請にあたっては、別紙（配置技術者に関する申請）を用いること。なお、申請した全ての技術者が技術者配置の要件を満たしている場合に、技術者配置に係る資格を有するものとする。
- ・技術者配置の資格要件の有無に関わらず、入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札日（1回目）から起算して5日以内（県の休日を除く。）に書面により申し出ること。（ただし、開札日（1回目）から落札者決定通知日（予定）まで5日間ない場合は、落札者決定通知日（予定）の前日までとする。）この場合において、申出書を提出した入札参加者の入札は無効とする。
なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。
- ・当該申請とは別に、本案件の入札参加を希望するものは、別に配布する、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を所定の期日内に提出すること。

■提出が必要な書類

(1) 全ての案件において必要となる申請書類

- ・一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式その2）
※必ず、電子入札システムにより提出すること。
- ・有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(2) 入札参加資格に応じ必要となる申請書類（資格確認資料）

- ・配置予定技術者の資格を証明するもの（資格者証、免状、講習修了証の写し等）
- ・配置予定技術者の施工実績の内容を証明するもの（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- ・同種工事の施工実績の内容を証明するもの（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- ・申請する全ての技術者の配置予定技術者の従事工事等の状況
※申請する技術者が他の工事に従事していない場合でも提出すること。

※上記資料を全ての構成員分提出すること。

(3) 郵送又は託送による提出の場合に必要な書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し（電子入札システムから出力）
※資格確認資料と併せて郵送又は託送する。

■申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

	項 目	確 認 欄
1	一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式）	
2	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
3	申請する全ての技術者の資格者証、免状、講習修了証の写し等（技術者） 資格要件として設定されている場合	
4	申請する全ての技術者の技術者として配置された工事の竣工時工事カルテ、 契約書、図面の写し等 資格要件として設定されている場合	
5	申請する全ての技術者の「配置予定技術者の従事工事等の状況」 資格要件として設定されている場合	
6	同種工事の竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等 資格要件として設定されている場合	
7	その他入札参加資格を証する書類 資格要件として設定されている場合	
8	一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し 資格確認資料を郵送又は託送で提出する場合	

2～7について、全ての構成員分提出すること。

配置技術者に関する申請（追加分）

商号又は名称 _____

- 1 公告年月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
- 2 工 事 名 _____
- 3 工 事 箇 所 _____
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者指名 _____
- 電話番号 _____ () _____ ファクシミリ番号 _____ () _____

商号又は名称（ ☐ 代表者・ ☐ 構成員）		
技術者配置（配置予定技術者氏名）		
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日	
施 工 実 績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要	

商号又は名称（ ☐ 代表者・ ☐ 構成員）		
技術者配置（配置予定技術者氏名）		
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日	
施 工 実 績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要	

商号又は名称（ ☐ 代表者・ ☐ 構成員）		
技術者配置（配置予定技術者氏名）		
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 交 付 日 資 格 交 付 日	
施 工 実 績	工 事 名 発 注 者 施工場所 契約金額 工 期 工事概要	

・配置技術者を複数申請する場合に本書を提出すること。不足する場合は、適宜、様式を追加すること。

一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇土木事務所 〇〇様

受任者が入札について委任を受けている場合は受任者でも可。
その場合、商号又は名称は支店名（事務所名等）まで記載。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇建設株式会社
代 表 者 〇〇 〇〇
(受任者)

一般競争入札に参加を希望しますので、下記の通り関係資料を提出します。
なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- 1 公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 工 事 箇 所 〇〇市〇〇〇〇
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者指名 〇〇 〇〇
- 電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 ファクシミリ番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
- 5 資格確認申請項目

【経常建設共同企業体の取扱い】

- ・経常建設共同企業体の場合は、当該様式を使用し、「住所」には企業体の所在地を、「商号又は名称」には企業体の名称を、「代表者」には企業体の代表者の商号又は名称と代表者名を記載する。
- ・「建設業許可」は、全ての構成員の許可番号を記載する。

(1) 資格者名簿の登載状況 ^{※1} (工種及び格付)	土木一式工事 A等級
(2) 本工事の工種の建設業許可	特定 00-000000
(3) 資格者名簿に登載された営業所の所在地 ^{※2}	〇〇市〇〇〇〇
(4) 技術者配置 ^{※3} (配置予定技術者氏名)	〇〇 〇〇
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格 1級土木施工管理技士 番号 00000000 交 付 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 資 格 監理技術者資格者証 交付番号 000000000000 号 交 付 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
施工実績	工 事 名 〇〇工事 発 注 者 千葉県〇〇土木事務所 施工場所 一級河川〇〇川 〇〇市〇〇 契約金額 100,000,000円 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 工事概要 ブロック護岸工事 L=約〇m、A=〇m ²
(5) 同種工事の施工実績	
工 事 名	〇〇工事
発 注 者	千葉県〇〇土木事務所
施 工 場 所	一級河川〇〇川 〇〇市〇〇
契 約 金 額	100,000,000円
工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 事 概 要	ブロック護岸工事 L=約〇m、A=〇m ²
受 注 形 態	☒ 単体 ・ ☐ 共同企業体

※1 公告においてWTO政府調達協定の対象工事である旨が記載されている場合は、「(1) 資格者名簿の登載状況」欄には「工種」及び「経営事項審査の総合評価値」を記載する。

※2 所在地に関する資格要件を満たし、かつ名簿に登載されている営業所の所在地を記入すること。

※3 技術者配置の資格要件として、保有資格、施工実績が設定されている場合、本欄に記入すること。

■留意事項

- ・提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- ・申請者名は、資格者名簿に登載されている者、又は資格者名簿の登載手続きにおいて権限の委任を受けている者であること。
- ・技術者配置の資格要件が設定されている場合に限り、配置予定の技術者の保有資格等を「(4) 技術者配置」の欄に記入すること。
- ・申請のあった技術者以外は、本工事に配置することは出来ないため、技術者を複数提出することを認める。申請にあたっては、別紙（配置技術者に関する申請）を用いること。なお、申請した全ての技術者が技術者配置の要件を満たしている場合に、技術者配置に係る資格を有するものとする。
- ・技術者配置の資格要件の有無に関わらず、入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札日（1回目）から起算して5日以内（県の休日を除く。）に書面により申し出ること。（ただし、開札日（1回目）から落札者決定通知日（予定）まで5日間ない場合は、落札者決定通知日（予定）の前日までとする。）この場合において、申出書を提出した入札参加者の入札は無効とする。
なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

■提出が必要な書類

（1）全ての案件において必要となる申請書類

- ・一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式その1）
※必ず、電子入札システムにより提出すること。
- ・有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（2）入札参加資格に応じ必要となる申請書類（資格確認資料）

- ・配置予定技術者の資格を証明するもの（資格者証、免状、講習修了証の写し等）
- ・配置予定技術者の施工実績の内容を証明するもの（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- ・同種工事の施工実績の内容を証明するもの（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- ・申請する全ての技術者の配置予定技術者の従事工事等の状況
※申請する技術者が他の工事に従事していない場合でも提出すること。
- ・災害対応貢献企業であることを証明するもの（各種建設業団体の発行する加入証明の写し、又は災害応急業務の契約書及び応急工事実施依頼書並びに承諾書の写し）
※加入証明書の写しは、申請期限日前1年以内に発行されたものに限る。

（3）郵送又は託送による提出の場合に必要な書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し（電子入札システムから出力）
※資格確認資料と併せて郵送又は託送する。

■申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

	項 目	確 認 欄
1	一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式）	
2	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
3	申請する全ての技術者の資格者証、免状、講習修了証の写し等（技術者） 資格要件として設定されている場合	
4	申請する全ての技術者の技術者として配置された工事の竣工時工事カルテ、 契約書、図面の写し等 資格要件として設定されている場合	
5	申請する全ての技術者の「配置予定技術者の従事工事等の状況」 資格要件として設定されている場合	
6	同種工事の竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等 資格要件として設定されている場合	
7	災害対応貢献企業であることを証する書類 資格要件として設定されている場合	
8	その他入札参加資格を証する書類 資格要件として設定されている場合	
9	一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し 資格確認資料を郵送又は託送で提出する場合	

配置技術者に関する申請（追加分）

商号又は名称 ●●建設㈱

- 1 公告年月日 令和●●年●●月●●日
- 2 工 事 名 ●●●●●●●●●●
- 3 工 事 箇 所 ●●市●●●●
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者指名 ●● ●●
電話番号 () ファクシミリ番号 ()

技術者配置(配置予定技術者氏名)		●● ●●
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格	1級土木施工管理技士 番号 00000000
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
	資 格	監理技術者資格者証 交付番号 00000000000 号
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
施 工 実 績	工 事 名	
	発 注 者	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	
	工事概要	

技術者配置(配置予定技術者氏名)		●● ●●
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格	1級土木施工管理技士 番号 00000000
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
	資 格	監理技術者資格者証 交付番号 00000000000 号
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
施 工 実 績	工 事 名	
	発 注 者	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	
	工事概要	

技術者配置(配置予定技術者氏名)		●● ●●
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格	1級土木施工管理技士 番号 00000000
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
	資 格	監理技術者資格者証 交付番号 00000000000 号
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
施 工 実 績	工 事 名	
	発 注 者	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	
	工事概要	

・配置技術者を複数申請する場合に本書を提出すること。不足する場合は、適宜、様式を追加すること。

一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

〇〇〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住 所 東京都〇〇区〇〇
商号又は名称 ▲▲土建(株)
代 表 者 〇〇 〇〇
(受任者)

受任者が共同企業体の結成等について委任を受けている場合は受任者でも可。
その場合、商号又は名称は支店名（事務所名等）まで記載。

構成員 住 所 神奈川県〇〇市〇〇
商号又は名称 (株)〇〇工務店
代 表 者 〇〇 〇〇
(受任者)

構成員 住 所 千葉県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇建設(株)
代 表 者 〇〇 〇〇
(受任者)

一般競争入札に参加を希望しますので、下記の通り関係資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2 工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
3 工 事 箇 所 〇〇市〇〇〇〇
4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者指名 〇〇 〇〇
電 話 番 号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 ファクシミリ番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
5 資格確認申請項目

1) 共同企業体に関する事項

	商号又は名称 (主たる営業所の所在地)	出資 比率 (%)	資格者名簿の 登載状況※1 (工種及び格付) (経審の総合評定値)	本工事の工種の 建設業許可	資格者名簿に 登載された 営業所の所在地※2
代表者	▲▲土建(株) (東京都)	4 0	土木一式工事 A等級 〇〇点	特定 00-000000	〇〇市〇〇〇〇
構成員	(株)〇〇工務店 (神奈川県)	3 0	土木一式工事 A等級 〇〇点	特定 00-000000	〇〇市〇〇〇〇
構成員	■■建設(株) (〇〇市)	3 0	土木一式工事 A等級 〇〇点	特定 00-000000	〇〇市〇〇〇〇

※1 公告においてWTO政府調達協定の対象工事である旨が記載されている場合は、「格付（総合点数）」欄には「経営事項審査の総合評定値」を記載する。
※2 所在地に関する資格要件を満たし、かつ名簿に登載されている営業所の所在地を記入すること。

2) 技術者配置※3

代表者の商号又は名称		■■建設(株)
技術者配置(配置予定技術者氏名)		●● ●●
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資格 交付日	1級土木施工管理技士 番号 00000000 平成●●年●●月●●日
	資格 交付日	監理技術者資格者証 交付番号 000000000000 号 平成●●年●●月●●日
施工実績	工事名	●●工事
	発注者	千葉県●●土木事務所
	施工場所	一級河川●●川 ●●市●●
	契約金額	100,000,000円
	工期	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
	工事概要	ブロック護岸工事 L=約●m、A=●m ²

構成員の商号又は名称		(株)●●工務店
技術者配置(配置予定技術者氏名)		●● ●●
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資格 交付日	1級土木施工管理技士 番号 00000000 平成●●年●●月●●日
	資格 交付日	監理技術者資格者証 交付番号 000000000000 号 平成●●年●●月●●日
施工実績	工事名	●●工事
	発注者	千葉県●●土木事務所
	施工場所	一級河川●●川 ●●市●●
	契約金額	100,000,000円
	工期	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
	工事概要	ブロック護岸工事 L=約●m、A=●m ²

構成員の商号又は名称		■■建設(株)
技術者配置(配置予定技術者氏名)		●● ●●
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資格 交付日	1級土木施工管理技士 番号 00000000 平成●●年●●月●●日
	資格 交付日	監理技術者資格者証 交付番号 000000000000 号 平成●●年●●月●●日
施工実績	工事名	●●工事
	発注者	千葉県●●土木事務所
	施工場所	一級河川●●川 ●●市●●
	契約金額	100,000,000円
	工期	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
	工事概要	ブロック護岸工事 L=約●m、A=●m ²

※3 技術者配置の資格要件として、保有資格、施工実績が設定されている場合、本欄に記入すること。

3) 同種工事の施工実績※

代表者の商号又は名称	▲▲土建(株)
工 事 名	●●工事
発 注 者	千葉県●●土木事務所
施 工 場 所	一級河川●●川 ●●市●●
契 約 金 額	100,000,000円
工 期	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
工 事 概 要	ブロック護岸工事 L=約●m、A=●m ²
受 注 形 態	☒ 単体 ・ ☐ 共同企業体

構成員の商号又は名称	(株)●●工務店
工 事 名	●●工事
発 注 者	千葉県●●土木事務所
施 工 場 所	一級河川●●川 ●●市●●
契 約 金 額	100,000,000円
工 期	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
工 事 概 要	ブロック護岸工事 L=約●m、A=●m ²
受 注 形 態	☒ 単体 ・ ☐ 共同企業体

構成員の商号又は名称	■■建設(株)
工 事 名	●●工事
発 注 者	千葉県●●土木事務所
施 工 場 所	一級河川●●川 ●●市●●
契 約 金 額	100,000,000円
工 期	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
工 事 概 要	ブロック護岸工事 L=約●m、A=●m ²
受 注 形 態	☒ 単体 ・ ☐ 共同企業体

※ 代表者又は構成員の資格要件として、同種工事が設定されている場合、本欄に記入すること。

■留意事項

- ・提出された申請書類のみでは資格を判断できないとき、記載責任者に連絡してヒアリングを行う場合がある。
- ・申請者名は、資格者名簿に登載されている者、又は資格者名簿の登載手続きにおいて権限の委任を受けている者であること。
- ・技術者配置の資格要件が設定されている場合に限り、配置予定の技術者の保有資格等を「2）技術者配置」の欄に記入すること。
- ・申請のあった技術者以外は、本工事に配置することは出来ないため、技術者を複数提出することを認める。申請にあたっては、別紙（配置技術者に関する申請）を用いること。なお、申請した全ての技術者が技術者配置の要件を満たしている場合に、技術者配置に係る資格を有するものとする。
- ・技術者配置の資格要件の有無に関わらず、入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札日（1回目）から起算して5日以内（県の休日を除く。）に書面により申し出ること。（ただし、開札日（1回目）から落札者決定通知日（予定）まで5日間ない場合は、落札者決定通知日（予定）の前日までとする。）この場合において、申出書を提出した入札参加者の入札は無効とする。
なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。
- ・当該申請とは別に、本案件の入札参加を希望するものは、別に配布する、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を所定の期日内に提出すること。

■提出が必要な書類

（1）全ての案件において必要となる申請書類

- ・一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式その2）
※必ず、電子入札システムにより提出すること。
- ・有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（2）入札参加資格に応じ必要となる申請書類（資格確認資料）

- ・配置予定技術者の資格を証明するもの（資格者証、免状、講習修了証の写し等）
- ・配置予定技術者の施工実績の内容を証明するもの（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- ・同種工事の施工実績の内容を証明するもの（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）
※発注者・工事名・契約金額・工事期間・受注形態・工事概要・主たる構造等が確認できるもので、当初契約分のみで可。
- ・申請する全ての技術者の配置予定技術者の従事工事等の状況
※申請する技術者が他の工事に従事していない場合でも提出すること。

※上記資料を全ての構成員分提出すること。

（3）郵送又は託送による提出の場合に必要な書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し（電子入札システムから出力）
※資格確認資料と併せて郵送又は託送する。

■申請書・添付書類確認項目表（必ず確認して提出すること。）

	項 目	確 認 欄
1	一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式）	
2	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
3	申請する全ての技術者の資格者証、免状、講習修了証の写し等（技術者） 資格要件として設定されている場合	
4	申請する全ての技術者の技術者として配置された工事の竣工時工事カルテ、 契約書、図面の写し等 資格要件として設定されている場合	
5	申請する全ての技術者の「配置予定技術者の従事工事等の状況」 資格要件として設定されている場合	
6	同種工事の竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等 資格要件として設定されている場合	
7	その他入札参加資格を証する書類 資格要件として設定されている場合	
8	一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書の写し 資格確認資料を郵送又は託送で提出する場合	

2～7について、全ての構成員分提出すること。

配置技術者に関する申請（追加分）

●●●●特定建設工事共同企業体

- 1 公告年月日 令和●●年●●月●●日
- 2 工 事 名 ●●●●●●●●
- 3 工 事 箇 所 ●●市●●●●
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者指名 ●● ●●
 電話番号 () ファクシミリ番号 ()

商号又は名称 (☒ 代表者・ ☐ 構成員)		■■建設(株)
技術者配置 (配置予定技術者氏名)		●● ●●
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格	1級土木施工管理技士 番号 00000000
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
	資 格	監理技術者資格者証 交付番号 000000000000 号
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
施 工 実 績	工 事 名	●●工事
	発 注 者	千葉県●●土木事務所
	施工場所	一級河川●●川 ●●市●●
	契約金額	100,000,000円
	工 期	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
	工事概要	ブロック護岸工事 L=約●m、A=●m ²

商号又は名称 (☐ 代表者・ ☒ 構成員)		■■建設(株)
技術者配置 (配置予定技術者氏名)		●● ●●
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格	1級土木施工管理技士 番号 00000000
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
	資 格	監理技術者資格者証 交付番号 000000000000 号
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
施 工 実 績	工 事 名	●●工事
	発 注 者	千葉県●●土木事務所
	施工場所	一級河川●●川 ●●市●●
	契約金額	100,000,000円
	工 期	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
	工事概要	ブロック護岸工事 L=約●m、A=●m ²

商号又は名称 (☐ 代表者・ ☒ 構成員)		■■建設(株)
技術者配置 (配置予定技術者氏名)		●● ●●
保有資格 公告に記載された資格のみ記入すること	資 格	1級土木施工管理技士 番号 00000000
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
	資 格	監理技術者資格者証 交付番号 000000000000 号
	交 付 日	平成●●年●●月●●日
施 工 実 績	工 事 名	●●工事
	発 注 者	千葉県●●土木事務所
	施工場所	一級河川●●川 ●●市●●
	契約金額	100,000,000円
	工 期	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
	工事概要	ブロック護岸工事 L=約●m、A=●m ²

・配置技術者を複数申請する場合に本書を提出すること。不足する場合は、適宜、様式を追加すること。

一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請における

システム添付書

（ 単 独 発 注 用 ）

申 請 者

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 （ 受 任 者 ）

下記工事の一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書等（資格確認資料を含む。）は、下記の理由により電子入札システムによる提出ができないため、郵送等にて提出します。

記

1 公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 工 事 名 **千葉県芸術ホール建築工事**

3 工 事 箇 所 **千葉市**

4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 **建設業㈱ 建設次郎**

電話番号 **043（223）xxxx** ファクシミリ番号 **043（225）xxxx**

5 電子入札システムによる提出ができない理由 **電子ファイルの容量を超えたため**

一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請における

システム添付書

（ 共 同 企 業 体 発 注 用 ）

共同企業体の名称

代表者 住 所
商 号 又 は 名 称
代表者（受任者）

構成員 住 所
商 号 又 は 名 称
代表者（受任者）

下記工事の一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書等（資格確認資料を含む。）は、下記の理由により電子入札システムによる提出ができないため、郵送等にて提出します。

記

- 1 公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 工 事 名 **千葉県芸術ホール建築工事**
- 3 工 事 箇 所 **千葉市**
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 **建設業㈱ 建設次郎**
電話番号 **043(223)xxxx** ファクシミリ番号 **043(225)xxxx**
- 5 電子入札システムによる提出ができない理由 電子ファイルの容量を超えたため

一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請における

システム添付書

（ 共 同 企 業 体 発 注 用 ）

共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代表者（受任者）

構成員 住 所
商号又は名称
代表者（受任者）

構成員 住 所
商号又は名称
代表者（受任者）

下記工事の一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書等（資格確認資料を含む。）は、下記の理由により電子入札システムによる提出ができないため、郵送等にて提出します。

記

- 1 公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 工 事 名 **千葉県芸術ホール建築工事**
- 3 工事箇所 **千葉市**
- 4 入札参加資格確認申請書記載責任者・連絡者 会社名・氏名 **建設業㈱ 建設次郎**
電話番号 **043(223)xxxx** ファクシミリ番号 **043(225)xxxx**
- 5 電子入札システムによる提出ができない理由 電子ファイルの容量を超えたため

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

千葉県知事 様

共同企業体の名称

構 成 員 住 所
(代 表 者) 商号又は名称
代表者氏名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

千葉県知事

様

共同企業体の名称

構 成 員 住 所
(代 表 者) 商号又は名称
代 表 者 氏 名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

記載例：2社JVの場合

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

窓口に持参する日を記載。		令和〇〇年〇〇月〇〇日
公告に記載されている契約担当者名を記載。公告ごとに違うので注意。 例：千葉県企業局長 〇〇 ××、千葉県教育委員会教育長 〇〇 ××		
千葉県知事 〇〇 ×× 様	企業体の印も不要	
共同企業体の名称 建設・不動産業特定建設工事共同企業体		
{ 構成員 (代表者) 構成員 }	住 所	千葉市中央区市場町1-1
	商号又は名称	建設業株式会社
	代表者氏名	建設 太郎
	住 所	千葉市中央区△町9-9
	商号又は名称	株式会社不動産業
	代表者氏名	不動 一郎
受任者が「企業体の結成について」委任を受けている場合は受任者名でも可。 この場合、商号名称は支店名(事務所等)まで記載。		

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名 **千葉県芸術ホール建築工事**

2 工 事 場 所 **千葉市**

公告に記載されている工事名、工事場所を記載。

特定建設工事共同企業体協定書

(目 的)

第1条 当共同企業体は、千葉県発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。）を共同連帯して施工することを目的とする。

(名 称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有す

るものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は _____ とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他に構成員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日

までは、脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。
(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項を準用するものとする。
(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。
(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。
(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外_____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

構 成 員 住 所

(代 表 者) 商号又は名称

代 表 者 氏 名 署名又は印

構 成 員 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 署名又は印

特定建設工事共同企業体協定書

(目 的)

第1条 当共同企業体は、千葉県発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。）を共同連帯して施工することを目的とする。

(名 称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有す

るものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他に構成員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日

までは、脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。
(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項を準用するものとする。
(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。
(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。
(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外_____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

構 成 員	住 所
(代 表 者)	商号又は名称
	代 表 者 氏 名
	署名又は印

構 成 員	住 所
	商号又は名称
	代 表 者 氏 名
	署名又は印

構 成 員	住 所
	商号又は名称
	代 表 者 氏 名
	署名又は印

記載例:2社JVの場合

別記第3号様式

決定した企業体の名称を記載する(今後入札～契約～支払 全てに使用します。)

建設・不動産業 特定建設工事共同企業体協定書

申請する一般競争入札の工事名称を記載

(目的)

第1条 当共同企業体は、千葉県発注に係る千葉県芸術ホール建築工事(当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。)を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、建設・不動産業 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

受任者(支店長や営業所長等)が「企業の結成について」委任を受けている場合は支店等の所在地を記載。

第3条 当企業体は、事務所を 千葉県千葉市中央区市場町1-1 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

成立日は必ず一般競争入札第1条の一般競争入札参加確認申請日より前の日であること。

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

代表会社、構成員の順で記載。

本社

住 所 千葉市中央区市場町1-1
商号又は名称 建設業株式会社

受任者(支店長や営業所長等)が「企業の結成について」委任を受けている場合であっても本社の住所・商号又は名称を記載。

本社

住 所 千葉市中央区△町9-9
商号又は名称 株式会社不動産業

出資の多い会社を代表会社として記載。
支店名等は記載しない。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、建設業株式会社 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

公告に記載されている最低出資割合を下回らない、任意の割合。なお、出資割合は同率（50%ずつ）は認めない。

本社	商号又は名称	建設業株式会社	受任者（支店長や営業所長等）が「企業の結成について」委任を受けている場合であっても本社で記載。	60%	本社
	商号又は名称	株式会社不動産業		40%	
	支店名等は記載しない。				

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は 〇〇銀行 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他に構成員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは、脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項) 代表会社以外の構成会社 (2社JV: 1、3社JV: 2)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設業株式会社 外 1 社は、上記のとおり 建設・不動産業 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 4 通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

代表会社名を記載。
支店名等は記載しない。

2社JV: 構成員(2部)+提出部数(建設・不動産業課(1部)+発注所屬(1部))=4部
3社JV: 構成員(3部)+提出部数(建設・不動産業課(1部)+発注所屬(1部))=5部

令和〇〇年〇〇月〇〇日

協定書作成日を記載

構 成 員 住 所 千葉市中央区市場町 1 - 1

(代 表 者) 商号又は名称 建設業株式会社

代 表 者 氏 名 建設 太郎

印

構 成 員 住 所 千葉市中央区△町 9 - 9

商号又は名称 株式会社不動産業

代 表 者 氏 名 不動 一郎

印

受任者が「企業体の結成について」委任を受けている場合は受任者名・署名又は印でも可。
この場合、商号名称は支店名(事務所等)まで記載すること。

配置予定技術者の従事工事等の状況

(提出日) 令和 年 月 日

1 申請工事名

入札の種類			
工事名			
工事箇所		工種	

2 配置予定技術者等の状況

申請等会社名		建設業許可番号	
(フリガナ) 配置予定技術者名		生 年 月 日 (西暦で記載)	年 月 日
監理技術者資格者証 の 交 付 番 号		保有資格	()

(注) 保有資格は、公告した要件の資格のみ、名称（資格者証に記載される略語による）及び登録番号を記載してください。

3 申請時における配置予定技術者の従事工事の状況

従事中工事名		(CORINS 登録番号)	
発注機関名			
工期（西暦）	20	年	月 日 ～ 20 年 月 日
従事役職	監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者・現場代理人・ その他（ ）		
本工事と重複 する場合の 対応措置			

(注1) 提出日現在で、配置予定の技術者が従事している工事（民間工事を含む）等の状況を記載してください。なお、現在従事中の工事のない場合はその旨を明記し、また、兼務工事のある場合は、本用紙を複写して記載してください。

(注2) 本工事と重複する場合の対応措置については、具体的な内容について記載するとともに、適宜確認資料を添付してください。

4 本調書作成者

所属部課名 氏名 電話

行政庁記入欄	(申請者は記入しないこと)
1 CORINS 等への登録に問題はない。 2 現在従事中の工事がある。 3 申請等会社名と監理技術者資格者証上の所属会社名が異なる。 4 公告又は公募した要件の資格を有していない。 5 該当する監理技術者資格者証情報がない。 6 その他	

「建設工事における一般競争入札（事後審査Ⅱ型）のしおり」

令和 7 年 1 0 月 発行

千葉県 県土整備部 建設・不動産課 入札契約室

TEL 043(223)4309 FAX 043(223)1650

<http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/index.html>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/jigosin2gata.html>

※各公告内容に関するお問い合わせは、公告に記載された連絡先までお願いいたします。